

仙台市自由提案型広告事業募集要項

1 目的

新たな財源創出に向けた取組みの一環として、本市が保有する資産（公共施設、印刷物、Web ページ等）を広告媒体として活用することについて、民間事業者からの自由な企画提案を募集します。

提案が本市として過去に例のない新しいアイデアに基づくもので、実現可能であると認めた場合は、提案者と契約を締結します。

2 受付窓口

自由提案型広告事業にかかる事前相談及び企画提案は、財政局財政部財政企画課（以下、「財政企画課」という。）で受け付けます。なお、提案内容の検討にあたり必要な情報がある場合は、財政企画課までお問い合わせください。

3 募集期間等

随時募集し、原則として応募を受け付けた順に決定します。ただし、募集開始日から平成 29 年 12 月 28 日（木）までの間は周知期間として、当該期間中に応募のあった提案については同時に受け付けたものとみなし、対象とする広告媒体の競合等により同時に実施することができない提案が複数あった場合は、審査の上でより優れていると認められる方を採用します。

4 募集条件

募集する企画提案は次の条件を満たすものとします。

- (1) 本市が保有する資産、又は提案者が新たに提供する物品等に広告を掲載する提案であること（本市の水道局、交通局、ガス局及び市立病院が所管するもの、並びに法令により広告物の掲載が禁止されているものを除く）
- (2) 広告掲載料等の納入、又は物品等の提供により本市の経費節減につながる提案であること
- (3) 本市において同種の広告事業を募集又は実施した実績、あるいはその予定がないこと
- (4) 原則として本市に費用負担（契約終了又は契約解除に伴う原状回復費用を含む）が生じないこと

5 広告掲載期間

広告掲載期間は 3 年間を基本とし、個別の提案内容及び広告媒体の性質を踏まえ決定します。（上限 5 年間）

6 提案者の資格

提案者は、提案内容を自ら主体となって実施する個人、法人及びその他団体とします。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は提案者になることができません。

- (1) 仙台市広告掲載要綱及び仙台市広告掲載基準に規定する規制業種又は事業者

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者（法人及びその他の団体にあつては、代表者又はその他役員を含む。以下同じ。）
- (3) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名の停止を受けている者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中である者
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中である者
- (6) 市内に本店、支店又は営業所を有する場合は、仙台市税及び消費税並びに地方消費税を滞納している者。市内に本店等を有しない場合は、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (7) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる措置要件に該当している者

7 事前相談

企画提案をより実現性の高いものとするため、提案しようとする内容について概要がわかる資料等により、財政企画課へ事前相談を行ってください。

8 提案方法

- (1) 「広告企画提案書」（様式 1）及び次の添付書類を財政企画課へ提出してください。なお、提出書類の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とします。
 - ア) 提案者の概要に関する説明書（任意様式、会社案内パンフレット等の使用可）
 - イ) 本市の「市税の滞納がないことの証明書」
 - ウ) 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書。なお、提案者が法人であり、かつ仙台市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合に限る。）
 - エ) その他、提案に関する資料（任意様式）
- (2) 提案書には次の内容を必ず記載してください。
 - ア) 広告を掲載する媒体
 - イ) 掲載する広告の仕様
 - ウ) 広告掲載期間
 - エ) 広告掲載料等の納入がある場合はその額（年額及び総額）
 - オ) 物品等の提供がある場合はその仕様及び数量

9 審査方法、結果の通知等

提出書類に基づいて次の項目により総合的に審査を行い、採否を決定した上でその結果を提案者に対し書面で通知します。なお、採用にあたっては条件を付す場合があります。

- ア) 募集条件を満たしているか
- イ) 実現可能性はあるか
- ウ) 関係法令に抵触しないか

10 契約の締結

採用された提案書を提出した事業者を契約候補者として、提案に係る広告媒体を所管する部署（以下、「広告媒体所管部署」という。）との間で協議を行い、両者の合意により契約を締結します。

11 広告の掲載

掲載する広告については、仙台市広告掲載要綱及び仙台市広告掲載基準に基づき、広告媒体所管部署の事前審査を受ける必要があります。

12 契約期間満了後の措置

企画提案型広告事業による契約期間の終了後も引き続き同じ内容の広告事業を実施する場合、次の契約候補者は公募により選定します。